

松阪地区広域消防組合「Instagram」運用ガイドライン

令和7年1月19日

1 目的

このガイドラインは、松阪地区広域消防組合（以下「当消防組合」という。）が、スマートフォン向け写真共有アプリケーション上に開設する「松阪地区広域消防組合公式Instagram」のアカウント（以下「アカウント」という。）について、その運用に係る基本的事項及びアカウントの利用に関して必要な事項を定め、情報発信を通じ当消防組合への理解並びに利用者の利便性向上を目的とする。

2 運営主体等

- (1) アカウントの運営主体は当消防組合とし、アカウントの総括管理は消防本部総務課において行うものとする。
- (2) アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。

3 情報発信

アカウントに掲載できる写真等は、次に掲げるものとし、写真等にコメント等を添える場合は、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って平易な言葉で丁寧に伝えるものとする。

- (1) 当消防組合が実施する各種イベント、訓練等の模様
- (2) (1)に掲げるもののほか、アカウントに掲載する情報として運用管理責任者が適当と認めるもの

4 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、アカウントの利用に際して、次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。なお、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿の全部又は一部を削除することがある。

ア 当消防組合及び他の利用者又は第三者（以下「利用者等」という）の権利及び財産を侵害する行為

イ 利用者等を誹謗中傷及び侮辱し、名誉及び信用等を毀損し並びにプライバシー等を侵害（利用者等のメールアドレス及び電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）し、又は業務を妨

害する行為

- ウ 公職選挙法に違反する行為
 - エ 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
 - オ 出資、寄付及び資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - カ 当消防組合が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はアカウントをファイルのダウンロードとして利用する行為
 - キ アカウントを利用して、利用者等に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィルス等の有害なプログラム及びファイル等を発信する行為
 - ク アカウントに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - ケ 利用者等によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - コ アカウントに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びアカウントの全部又は一部を監視若しくは複製する行為
 - サ その他Instagramの利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他当消防組合が不適切と判断する行為
- (2) 利用者は、アカウントの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、当消防組合に一切迷惑をかけないものとする。
- (3) 当消防組合は、アカウントの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が運用管理責任者等の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- (4) 当消防組合は、利用者がこのガイドラインに違反して当消防組合に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

5 違反行為への措置

運用管理責任者は、利用者がこのガイドラインのいずれかの項目に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がアカウント上に投稿したコメント等の削除及びその他必要な措置を講じることができるものとする。

6 利用者からの情報についての免責

当消防組合は、アカウントを通じて利用者から提供される情報について、

その正確性、完全性、合法性及びその他の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、当消防組合は一切責任を負わないものとする。

7 知的所有権の扱い

- (1) アカウントに掲載している写真、イラスト、音声、動画及びコメント等（以下「著作物」という。）については、知的所有権を適用し、当消防組合に帰属するものとする。
- (2) 利用者は、アカウントの利用に際して、アカウント上に掲載し又は当消防組合に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で当消防組合に譲渡するものとし、当消防組合による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 利用者は、アカウントを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布及び出版、公衆送信等してはならない。
- (4) 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、著作物を無断で複製及び転用することを禁止する。

8 ガイドラインの掲載及び変更

- (1) このガイドラインは、当消防組合ホームページ上に掲載し、アドレスをアカウント上に掲載するものとする。
- (2) 運用管理責任者は、利用者の同意を得ることなく本ガイドラインの内容を変更することができるものとする。
- (3) 本ガイドラインに変更が生じた場合は、変更後のガイドラインを運用管理責任者が当消防組合ホームページ上に掲載した時点で効力が生じ、以降、利用者は変更後のガイドラインの適用を受けるものとする。

9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。